

平成31年第3回美馬市教育委員会会議録（要点筆記）

- ・ 参集年月日 平成31年3月27日（水）
- ・ 参集場所 美馬市役所南館3階 306会議室
- ・ 参集時刻 午後2時00分

・ 出席者

教育長 村岡直美

委員 近藤卓、上田加代、近藤陽子、三好亘

・ 職務のため出席した職員

副教育長 大泉勝嗣

教育委員会事務局次長兼地域学習推進課長 西野佳久

教育総務課長 藤本貴子、教育指導監 竹内寛泰

穴吹学校給食センター所長 篠原一夫、脇町幼稚園長 南 妃佐恵

教育総務課主幹 小倉進

（事務局）

ただいまから、平成31年第3回美馬市教育委員会定例会を開きます。最初に村岡教育長からごあいさつをいただきます。

（教育長）

皆様、改めまして、こんにちは。

先日は、小中学校の卒業式での告辞、大変お世話になりました。

各学校において、厳粛な中にも、心のこもった温かく感動的な式が行われ、卒業生もそれぞれの学校で努力した自信と誇りをもって、思い出の詰まった学び舎を巣立っていったとお聞きしています。

児童生徒の卒業や入学、人事異動など、春は、別れと出会いの季節、教職員には宿命でもありますが、本市では今年度末をもって、小学校3名、中学校3名の校長先生方に加え、22名の教職員、合わせて28名が退職されることになりました。長きにわたり、美馬市の教育の充実・発展のために、大変ご尽力いただいたことに心から感謝しています。

さて、5年前に「史上最年少の17歳でノーベル平和賞を受賞した」マララ・ユスフザイさんが先週来日し、東京都内で開幕した国際女性会議で、貧困や紛争を防ぐための女子教育の重要性を訴えられました。

日本では、教育を受ける権利が保障され、恵まれた環境の中で学習できる体制が整っていますが、世界には、貧困や紛争・不正などによって、学校に通いたくても通えない子ども達が非常にたくさんいるという現実があります。

マララさんのことは、本市の中学3年生が使用している英語の教科書にも掲載されており、「一人の子ども、一人の先生、一冊の本、一本

のペンが世界を変えることができます。教育こそがただ1つの解決策です。教育こそ第一です。」という、彼女の国連での力強いスピーチは、今なお同世代の若者にインパクトを与えています。

今後、ますますグローバル化が進み、美馬市に多文化共生の時代が訪れるのも遠くないと思います。

また、A I に取って代わられる仕事、消える職業もあると思いますが、科学技術がどんなに進化しようとも、人を育てる「教育」という仕事は人間にしかできないことだと思います。

マララさんの言うように、教育は住居や水、食べ物と同じくらい重要であると思いますので、これからも、学校・家庭・地域と連携して、未来を担う子どもたちの健全育成に力を注ぎたいと考えています。ご協力よろしく願いいたします。

本日は平成30年度最後の定例会となりました。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

日程第3教育長の報告に移ります。

事務局より報告をお願いします。

(副教育長)

それでは、教育長の報告を致します。

1) 美馬市議会 3 月定例会代表・一般質問（教育委員会関係）

について

2) 就学援助費受給者について

3) 高校入試結果について

（教育長）

以上で教育長の報告を終わります。

教育長の報告について、御質問はございませんか。

（質疑）

（教育長）

質問は無いようですので、教育長の報告を承認いたします。

次に日程第 4 の議事に移ります。

本日の付議事件は、議案第 8 号「美馬市学校給食センター設置条例
施行規則の一部改正について」他 9 件であります。

それでは、議案第 8 号「美馬市学校給食センター設置条例施行規則
の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

（教育総務課長：説明）

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第8号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第9号「美馬市立幼稚園通園区域等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

(教育総務課長；説明)

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第9号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第10号「美馬市立小・中学校通学バス管理規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

(教育総務課長；説明)

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第10号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第11号「美馬市招致外国青年任用規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

(教育総務課長；説明)

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第11号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第12号「美馬市教育委員会臨時職員等取扱規程の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

(教育総務課長；説明)

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第12号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第13号「美馬市立幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校及び中学校職員の私有車の公務使用に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

(教育総務課長；説明)

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第13号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第14号「美馬市立小中学校教員等の教育財産における通勤用自動車の駐車に関する要綱の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

(教育総務課長；説明)

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第14号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第15号「美馬市特別支援教育就学奨励費交付要綱の制定について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

(教育総務課長；説明)

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第15号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第16号「平成31年度、32年度美馬市教育委員会学校訪問について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

(教育総務課長；説明)

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第16号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第16号は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第17号「平成30年度末市費職員の人事異動について」を議題といたします。

事務局から説明願います。

(教育総務課長；説明)

(教育長)

ただいまの説明について、質疑はございませんか。

(質疑)

(教育長)

それでは、議案第17号について、原案のとおり可決することに御異議はございませんか。

(異議なし)

(教育長)

異議なしと認めます。よって議案第17号は、原案のとおり可決いたします。

続いて、その他の項に移ります。委員さんから何かございませんか。

事務局から何かございませんか。

- 1) 平成30年度教職員退職辞令交付式について（教育指導監）
- 2) 平成31年度教職員着任式について（教育総務課長）
- 3) 平成31年度徳島県・市町村教育委員会教育行政連絡協議会について（教育総務課長）
- 4) 三島幼稚園、穴吹幼稚園の廃止について（教育総務課長）
- 5) 感謝状について（教育総務課長）
- 6) 要望書について（教育総務課長）
- 7) 今後の教育委員会の日程について（教育総務課長）

（教育長）

他に何かございませんか。

本日の定例会につきましては、以上で終わります。

お疲れさまでした。

（午後3時15分閉会）

会議の経過を記載したものに相違ないことを証するため署名する。

教育長

教育長職務代理者

委員

委員

委員

調製者教育総務課長